（国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知）

第二十四条の三　法第十九条の十六の三第二項に規定する文書は、別記第三十三号様式によるものとする。

（登録政治資金監査人証票の様式）

第二十八条　登録政治資金監査人証票は、別記第三十四号様式によるものとする。

第三十四条　削除

（純資産から控除する資本金等）

第三十八条　令第二十二条に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　株式会社　次のイからトまでに掲げるもの

［イ～ホ　略］

［ヘ　株式引受権

ト　略］

［二　略］

（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成）

第四十条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項若しくは第二項、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十九条の十四又は第十九条の十四の二第四項の規定による提出又は届出（次条第一項において「法第六条第二項等の規定による提出等」という。）を電子情報処理組織を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。

［一～八　略］

［九　法第十九条の十四の二第二項の確認書

十　法第十九条の十六の三第二項に規定する文書

［2　略］

3　前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号。第四十二条において「総務省情報通信技術活用省令」という。）第十三条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

（電子情報処理組織による請求等の特例）

第四十二条　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第十九条の十六第一項若しくは第二十条の二第二項の規定による請求又は令第十一条第一項若しくは第三項の規定による申出を行う場合については、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項の規定は、適用しない。

2　前項に規定する場合における総務省情報通信技術活用省令第十三条第一項の規定の適用については、同項中「電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置」とあるのは、「第四条第一項の規定による氏名又は名称の入力」とする。

［新設］

（登録政治資金監査人証票の様式）

第二十八条　登録政治資金監査人証票は、別記第三十号様式によるものとする。

（収支報告書の要旨の公表の様式）

第三十四条　法第二十条第一項の規定による公表は、別記第三十一号様式に準じて行うものとする。

（純資産から控除する資本金等）

第三十八条　令第二十二条に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　株式会社　次のイからヘまでに掲げるもの

［イ～ホ　同上］

［新設］

［ヘ　同上］

［二　同上］

（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成）

第四十条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条の十四の規定による提出又は届出（次条第一項において「法第六条第二項等の規定による提出等」という。）を電子情報処理組織（法第十九条の十五に規定する電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。

［一～八　同上］

［新設］

［新設］

［2　同上］

3　前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第十三条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

［新設］